

(この資料は全部お読みいただいて90秒です)

2024年 与党税制改正大綱のポイント

皆様、明けましておめでとうございます。今年も税理士法人マイツを宜しくお願いします。

さて、昨年12月14日、政府税調の税制改正案が発表されました。今年度の目玉は、増税を先送りし減税が中心となっている事！！

改正案の内容	期間、条件
<p>所得税(3万円)と住民税(1万円)合計で4万円の減税 ※配偶者、扶養家族も対象！！ 例：配偶者と扶養者が2人いれば、本人を含め4人に対し 4万円×4人=16万円が控除。減税は、24年6月に実施 予定</p>	<p>1. 原則本改正は2024年の1年。But、 継続減税となる可能性あり 2. 収入2千万円以下の納税者が適用対象</p>
<p>1. 住民税非課税世帯に対し、給付済みの3万円に7万円 を加算して給付 2. 所得税非課税で住民税を納付する世帯に対し、10万 円を支給 3. 子供一人当たり更に5万円を給付予定</p>	<p>1. 左記3は18歳以下の子供が対象 2. 支給開始時期：左記1は2023年内～ 24年年明け。2及び3は24年2月～3月 頃</p>
<p>賃上げ促進税制</p> <p>1. 大企業が給与総額を前年度から7%以上増やした場合、増加分の25%を税額控除 2. 税優遇対象以上の賃上げをしたが、赤字になった中小企業には、税額控除額を5年間繰越す事を可能に</p>	
<p>戦略分野の国内生産促進税制、イノベーションボックス税制</p> <p>1. 半導体、EVやSAF(持続可能な代替航空燃料)の生産、販売量に応じて、法人税の支払いを10年間減税する。EV車：1台40万円、SAFは1リットル30円 2. 特許などの知的財産から得られる所得(譲渡所得、ライセンス使用料所得)の30%を課税所得から控除</p>	

減税と賃上げにより消費を活性化させて、デフレからの脱却を考えているのが今回の税制改正の目玉なのでしょか！！

尚、岸田総理が考えていた防衛費増税策は、2024年は実施しない事になりました。

今年もマイツグループを宜しくお願い致します！！

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで
【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308
<https://www.myts.co.jp>

※誠に勝手ながら、2023年12月29日から2024年1月4日まで年末年始休暇とさせていただきます。